

塩谷課長の2回目回答 (R 6・12・6)に関する情報公開請求資料
未然に防げたみずばしょう園における橋の崩壊の事故発生
改めて「未回答・不明瞭」部分の公開請求！

公開した資料の再提出請求に対する回答
(R 6・11・19)に対する論評Ⅲ (R 6・12・6)

町の担当者と協議を重ねて受託業者が作成した「公園施設長寿命化計画書」から吉岡が求めた「町の対策、協議、検討の記録が読み取れると思う」とあるのですが、それは、自分勝手な「解釈」でしかありませんね。私には「町の対策、協議、検討の記録が読み取れる」とは全く思えません。塩谷課長が述べた点を、一つ一つ検討してみましよう。

(課長回答) 14 ページ は、材質ごとの健康度調査の方法が書かれており、「木」は、老朽の状態を「目視」で確認するとされております。

(吉岡質問) 「承知しています。確認方法は目視と。」となっています。しかし、目視で確認する内容が、次のようになっていますね。「健全度調査項目」は、「腐朽/蟻害」とあり、状況チェックとしては、「腐朽菌やシロアリなどによる劣化。変色・カビの発生や断面の減少が生じている状態を「目視」で確認することになっています。」果たして、塩谷課長は、「目視」で、どこをチェックしたのか。その記録 (1) の開示を求めます。

塩谷課長は、議会での「答弁」で次の発言があります。

- かく言う私も、事故の I 週間前に、現地に行って点検というか、確認をしていた。そのその記録 (2の①)
- 事故についても、そんなに事故が起きるような状況ではなかったのですね。
答弁を裏付ける記録 (2の②)
- 橋の場合も、一応見ることは見るのですが、なかなか、発見しづらかった。
答弁を裏付ける記録 (2の③)
- ★ 「腐朽菌やシロアリなどによる劣化。変色・カビの発生」などに関して、目視でチェックしたのか。その記録があるのか？
答弁を裏付ける記録 (2の④)

(課長回答)

15 ページは健全度判定の方法を A ～ D の 4 段階で評価することとし、富岡みずばしょう園の木橋は、「C」で現時点では重大な事故につながらないが、利用し続け続けるためには、部分的な補修、若しくは、「更新が必要なもの。」されています。

(吉岡質問)

2 年前 (令和 4 年) の 8 月 24 日には、「部材の柱部に「経年劣化による腐朽が目立つ」 (一般施設健全度調査票) との指摘があった。

また、木道全体の健全度判定では、劣化判定 4 段階のランクで下から 2 番目の C ランク。コメント欄に「特に柱部において、湿乾交換による腐朽が目立つ。」緊急度判定では、最も高い「高」と判定された。

この段階で、事故防止のためにどんな対策が必要か、などの協議と検討と実行がなされたか？ **回答を裏付ける記録 (3の①)** の開示を求める。

「健全度判定の方法を A ～ D の 4 段階で評価することとし、富岡みずばしょう園の木橋は、「C」で現時点では重大な事故につながらないが、利用し続け続けるためには、部分的な補修、若しくは、「更新が必要なもの。」とされた。

事故予防のためにも必須であった様々な協議・対策・検討を裏付ける資料が作成されていたか、**回答を裏付ける記録 (3の②)** の開示を求める。

(課長回答)

16 ペーのうち、14 の緊急度判定は、健全度判定に基づき施設の補修若しくは更新に対する緊急度を設定しており、「富岡みずばしょう園」の木橋は健康判程度は「C」であるが、任意に設定した考慮すべき事項 (17 ページ) に照らして、優先して補修、若しくは更新を行うこととする公園施設として、緊急度を「高」にしており、富岡みずばしょう園の木橋については、毎年優先的に予算計上し、部分的な修繕や、木橋自体の架け橋を行っています。以上のことから、吉岡氏が求めている「対策、協議、検討の記録」が、読み取れると思います。

(吉岡の指摘)

「読み取れると思います」などと、勝手に解釈されても困ります。

私の発想の出発点は、「見学者に事故が起こり町が損害賠償をした」という事実から、「防げなかったのか」ということにあります。その判断の材料は全くなかったのか、ということです。国の健全度調査チェックシート (木橋) に関しても、細かい内容になっています。場所と物によっては、新年度予算あるいは、補正を組む。あるいは、町長による先決処分など財政上の対応が可能です。しかし、その前提としては、国の健全度調査チェックシート内容に基づいたデータと記録といつ修理に入るかの協議、判断は、記録されたはずで、国の健全度調査チェックシート (木橋) の調査結果の回答を裏付ける記録 (4の①) の開示を求めます。

3点目。以下、一部修正の上、改めて、質問します。

(吉岡質問)

しかも、「定期点検表」「健全度調査用チェックシート（木橋）」などの検査項目に及ぶ、実際に点検した事実を示した資料はありません。対策、協議、検討の時の記録につながる資料と判断できますので、調査を裏付ける資料の開示を求めます。

下記に、「健全度調査用チェックシート（木橋）」などの検査項目」を添付します。